



最初に条文を掲載 | 関連知識を一覧表示 | 語呂合わせも満載 | 図解が豊富

関連条文は比較(並べて)学習! 学習経験者だからこそできる効率化を実現!

関連する条文を
まとめて学習する
メリットとは?

例えば、関連する
意匠法60条の3と
商標法68条の2

エフィシェントテキスト

第6章の2 ジュケーブ改正協定に基づく特例

第1項 國際登録出願 (出ていく出願)

本項は、日本に提出された出願のうち、該出願が国際登録出願として提出されたときに該出願が該出願の登録権を有するものとみなすことができるときの規定である。(特許法第114条)

国際登録出願 (出願の登録)

本項は、日本に提出された出願のうち、該出願が国際登録出願として提出されたときに該出願が該出願の登録権を有するものとみなすことができるときの規定である。(特許法第114条)

意匠法 (60条の3)

商標法 (68条の2)

まとめて学習

相違点

- ・ジユコーブ特例 (商標法) では、マドローラ特例 (商標法) とは異なり、基準出願又は基準登録は不要。
- ・ジユコーブ特例 (商標法) では、国際事務局ごとに特許庁長官にも出願できるが、マドローラ特例 (商標法) では、必ず、特許庁長官に出願しなければならない。

efficientに学習!

共通点

- 日本国特許庁を通じて国際登録出願 (出ていく出願) ができる旨及びその主たる並びに権利の適用範囲について規定

関連条文は、スマートに並んで表示されるので、いつでもどこでも簡単に学習できます。また、各条文には、該条文に該当する他の条文も表示されるので、より深い理解を得ることができます。

複数条文を並べて 比較して学習

左記でいうと、「国際登録出願の主体等について規定する条文の事」とこれに対応する他の2条とは、個別に学習するよりもまとめて学習するのが効率的で楽になります。両規定の共通点と相違点が手に取るように分ります。

他にも、比較してまとめたほうがいい条文として

- ・特永登録出願形態シリーズ(特125条の2v1特125条の3)
- ・特許法改正シリーズ(特126条の2特126条の3vs特134条の2)
- ・実務登録出願シリーズ(特141条の2特141条の3vs特142条の2)
- ・特許法改正シリーズ(上院版)
- ・実務登録出願シリーズ(上院版)
- ・不正競争防止法の審査基準vs規定技術データ等が挙げられます。

一問一答問題集 R5改正対応済

携帯しやすいA5サイズの問題集

完売まで購入者数が確実で最も構成となっていますので、スマート端末で解答を書くアイテムとして最適です。端末向けもしっかりしているので、答案だけでなく、施設、口述と審査合格まで使い込まれます。さらに、各問題には「直近の改正によりどう変わったのか?」がわかる解説付。

R5改正対応済

見開きで同時に A5サイズ

携帯による復習テキスト
まるわかり動画公開中!

